

住宅の省エネ(熱損失防止)改修工事に伴う 固定資産税の減額制度

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO₂排出量の削減をはかるため、一定の省エネ(熱損失防止)改修工事を行った場合、住宅の固定資産税の減額措置を受けられます。

対象住宅の要件

- 平成26年4月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)
 - 令和6年3月31日までに、次に掲げる①を含む省エネ改修工事が完了した住宅
 - ①窓の断熱改修工事
 - ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事
 - ④外壁の断熱改修工事
- ※改修部分が、いずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること
- 省エネ改修工事に要した費用が、補助金などを除き60万円を超えるもの
 - ※断熱改修に係る工事費が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事費用と合わせて60万円を超えるものを含む
 - 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

減額される範囲と税額

- 住宅(併用住宅の店舗・事務所部分を除く)の固定資産税の3分の1、長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2(ただし、1戸あたり床面積120㎡に相当する税額が限度となります)

減額される期間

- 改修工事が終了した翌年度分のみ

その他

- この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません
- 新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません(ただし、バリアフリー改修工事による減額との同時適用は可能です)

申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。

【お問い合わせ先】 税務課(TEL: 63・3802)

住宅の耐震改修に伴う 固定資産税の減額制度

住宅の耐震改修工事を行うと、その住宅の固定資産税が減額されます。

対象住宅の要件

- 昭和57年1月1日以前から存在する専用住宅、共同住宅、併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上あること)
- 現行の耐震基準に適合する改修工事であること
- 1戸あたりの耐震改修工事費が、50万円を超えるもの



減額される範囲と税額

改修をした住宅の固定資産税の2分の1(ただし、1戸あたり床面積120㎡分に相当する税額が限度となります)※長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2。

減額される期間

改修工事が終了した翌年度のみ

※「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する住宅は、改修工事が終了した翌2年度分

その他

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません
- ・新築住宅の減額やバリアフリー・省エネ改修工事による減額と同時に適用はできません

申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。

【お問い合わせ先】 税務課(TEL: 63・3802)



高齢者外出支援事業

高齢者の方のお出かけを応援します

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。ぜひご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2,000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目以降は同様のものを、8,000円で販売します。
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から令和6年3月末までです。

対象者

以下のいずれかに該当する町内に住民登録を有する方

- ・75歳以上の方(昭和24年4月1日以前に生まれた方)
- ・65歳以上の運転免許を保有しない方(昭和34年4月1日以前に生まれた方)

ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。



■タクシー会社

御坊第一交通	TEL: 22・3366
川上タクシー	TEL: 24・0200
中紀河南タクシー	TEL: 24・1001
港タクシー	TEL: 65・3100
こころケア	TEL: 090・6662・7111

愛あいケアタクシー	TEL: 20・1090
印南交通	TEL: 42・0105
南部タクシー	TEL: 0739・72・2133
介護タクシーふくしん	TEL: 20・5272

■バス会社

熊野御坊南海バス	TEL: 22・1020
----------	--------------

中紀バス	TEL: 65・2222
------	--------------

【お問い合わせ先】 いきいき長寿課(TEL: 63・3807)